

新型コロナウイルス陽性者の方へ

感染急拡大に伴い、保健所業務がひっ迫しており、保健所から陽性となった方への連絡に時間を要する状況となっています。
このため、保健所から「電話」または「ショートメッセージ」があるまで、今しばらくお待ちください。

保健所からの連絡方法

保健所からの「電話」または「SMS(ショートメッセージ)」は
陽性の連絡があった日の翌日又は翌々日に届きますので、お待ちください。

- ・65歳以上の方
- ・40歳以上65歳未満の方のうち、重症化リスクとなる疾病等(※)を複数持つ方
- ・妊娠している方

電話連絡

感染者が急増している時期は、ご本人への連絡までに数日を要する場合があります。

重症化等に応じて、**療養先決定**
(自宅療養を含む)

※重症化リスクとなる疾病等

悪性腫瘍・慢性呼吸器疾患(COPD等)・慢性腎臓病・心血管疾患・脳血管疾患・高血圧・糖尿病・脂質異常症・肥満(BMI30以上)・免疫機能の低下等

BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

※詳細は広島市、呉市、福山市及び県(3市を除く)のホームページをご確認ください。

上記以外の方

SMS(ショートメッセージ)

携帯電話番号がない方は、連絡のつく電話番号にご連絡いたします。

自宅療養

陽性者の療養期間と解除予定日



症状のある方 発症日(0日目)から原則**7日間**

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日	自宅療養・外出自粛 <small>家族を含めた他者との接触を避け、ご自身で健康管理を行ってください</small>						療養解除	外出可能

(症状軽快後24時間経過することが必要)

※入院者や高齢者施設入所者は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、11日目から外出可能です。

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。

(例)発症日から9日経過後に症状軽快した場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
発症日	自宅療養・外出自粛 <small>家族を含めた他者との接触を避け、ご自身で健康管理を行ってください</small>							症状軽快	療養解除	外出可能	

無症状の方 検査日(0日目)から原則**7日間**

(症状軽快後24時間経過することが必要)

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
検査日	自宅療養・外出自粛 <small>家族を含めた他者との接触を避け、ご自身で健康管理を行ってください</small>						療養解除	外出可能



※5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に外出可能です。

※療養期間中に発症した場合は、発症日(0日目)から原則7日間に延長します。

なお、保健所から療養解除の連絡は行いません。また、保健所への連絡もありません。

療養期間中の健康観察

広島県ホームページ「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」のページをご覧ください、My HER-SYSの新規登録と日々の健康状態の入力をお願いします。療養証明書の発行に必要となります。

同居家族・濃厚接触者へのご連絡

同居家族 または **発症日から2日前以降にマスクの着用等の感染対策を講じずに15分以上接触がある方へは、濃厚接触者であることをご自身でお伝えください。**

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
最終接触日	不要不急の外出自粛				待機解除	外出可能

無症状の方

最終接触日から**5日間**外出の自粛

症状のある方

医療機関を受診

詳しくはこちら



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-kanjya.html>

療養証明書の発行

My HER-SYSからの取得をおすすめします。

詳しくはこちら

希望される方は、**療養期間が終了しましたら、**広島県ホームページ「療養証明について」をご覧ください、お申し込みください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-ryouyoushoumei.html>

※広島市・呉市・福山市にお住まいの方は、各市のホームページをご確認ください。



体調悪化等による医療機関への受診について

急激な呼吸困難や意識障害など緊急時には119番へ救急要請してください。

①自宅療養中に体調悪化等で医療機関を受診される場合は…

陽性の診断を受けた医療機関 や **かかりつけ医** に電話で相談してください。

②休日等で連絡がつかない場合は…

広島県ホームページ掲載の

「**新型コロナウイルス感染症に係る電話・オンライン診療実施医療機関リスト**」にあるお近くの医療機関に連絡し、受診してください。

詳しくはこちら

広島県コロナ 電話診療リスト 🔍



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/sinryoukensaichiran.html>

③それでも、見つからない場合は…

「**広島県オンライン診療センター**」に連絡してください。

〈連絡先〉

082-236-1131

〈診療時間〉

月曜日～土曜日 13:30～19:00 (受付:13:00～18:00)
日曜日・祝日 10:30～17:00 (受付:10:00～16:00)

- ・**新型コロナウイルス感染症に係る症状にのみ対応**
- ・事前のWEB問診がございます。
スマートフォン等から電話をいただいた後、URLを送信します。
Web問診の必要事項を入力していただいた後、順番がきましたら、オンライン診療が開始されます。
- ・お薬については、患者数の増加等により、翌日のお届けになる場合がありますので、ご了承ください。



○経口治療薬相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬(ラゲブリオ等)の投与対象や処方可能医療機関などについてのご相談を受け付けております。

〈連絡先〉 082-236-1039 〈開設時間〉 毎日 受付 13:00～17:00

○新型コロナウイルス治療の費用について

自己負担分(1～3割)は公費負担のため無料。ただし、事業主等負担分(7～9割)は健康保険の適用となりますので、必ず**健康保険証(診療時点で有効なもの)をご用意ください**。(ただし、陽性判明以前や療養解除後に受けた医療、新型コロナウイルス感染症に関係のない医療の費用については、対象外となります。また、診療報酬に含まれないオンラインシステム利用料や処方箋・薬の配送費などは、医療機関・薬局によっては自己負担が発生する場合があります。)